

議第14号

平成29年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成29年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間総給水量		181,336,000 ^{m³}	
1日最大給水量		531,000	
1日平均給水量		497,000	
期首使用者数		770,000 ^件	
期末使用者数		780,000	
増加見込数		10,000	
主要な建設改良事業		千円	
上水道整備事業		16,400,000	
上水道機能維持・向上対策		13,156,000	地震対策及び改築更新
浄水処理強化対策		54,000	浄水処理の強化
鉛製給水管解消		3,090,000	鉛製給水管の取替え
庁舎建設		100,000	庁舎の建設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	34,907,000千円
第1項 営業収益	32,521,417千円
第2項 営業外収益	2,385,583千円

支 出

第1款 水道事業費用	30,512,000千円
第1項 営業費用	25,925,124千円
第2項 営業外費用	4,586,876千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,018,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,127,634千円、当年度利益剰余金処分額及び損益勘定留保資金12,890,366千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	17,725,000千円
第1項 企業債	14,439,000千円
第2項 出資金	1,427,898千円
第3項 国庫補助金	454,399千円
第4項 工事負担金	283,096千円
第5項 加入金	456,812千円
第6項 基金収入	582,163千円
第7項 基金繰入金	50,000千円
第8項 寄附金	27,200千円
第9項 その他資本的収入	4,432千円

支 出

第1款 資本的支出	31,743,000千円
第1項 建設改良費	17,257,615千円
第2項 企業債償還金	13,876,979千円
第3項 投資	606,263千円
第4項 その他資本的支出	2,143千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,304,197千円及び2,496,992千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上水道整備事業	平成30年度から平成39年度まで	千円 31,222,000
諸施設整備	平成30年度	50,000
施設運転管理等業務	平成30年度	35,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道整備事業費	千円 8,481,000	発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差額を埋めるために必要な金額をこれに加算した額 証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他繰上償還をすることができない。
計	8,481,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち2,201,845千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金	2,201,845千円
---------	-------------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、800,000千円と定める。

平成29年2月22日提出

京都市長 門川大作